



申7号

## 「新JINJREシステム導入に伴う組合費控除取り扱い 変更に関する申し入れ」 第2回団体交渉(9月10日)

8月31日の第1回団体交渉では、会社の一方的な組合費控除方法の変更により、組合の活動と財政に支障があると主張しました。その上で、会社が示さない代替案を組合から示し議論を行いました。会社の回答が変わることはなく、労使で合意ができないため、1項を継続議論としました。

9月10日の第2回団体交渉では、組合が出した代替案について社内で検討をした結果が会社から回答されました。

第1項 「賃金控除に関する協定附属覚書」の解約通知は一方的な解約であり納得感もなく、組合活動に支障を及ぼすことから代替手段を検討すること。

**【会社回答】** 組合の代替案を社内で検討した結果、  
(組合案で組合費を控除することは)できない。  
新しい覚書の中でしっかり組合費を控除したい。

組合の代替案は実現しませんでした、  
代替案を会社に求め続けていくことを通告!



第2項 賃金控除について、組合費以外の控除方法については変更しないこと。

(会社回答) 新しいJINJERシステムでは、従来の方法での組合費控除が出来なくなる。それ以外の項目に変更はない。

**○組合費以外の変更はないことを確認!**

第3項 新たな覚書による賃金控除の方法について、地方・支社間における説明を丁寧に行うこと。

(会社回答) 新たな覚書による賃金控除の方法については、必要な説明は行う考えである。

**○組合活動に対する支障がないように、運用において  
本部一本社間、地本一支社間において説明を行うことを確認!**

「議論の詳細」については、「交渉議事録」の参照をお願いします。

**交渉は終了しましたが議事録確認締結に向けて議論を行います!**